

# 寝屋川市「赤ちゃんの駅」実施ガイドライン

## 1. 事業目的

保育所等の公共施設等で、授乳やおむつ替え等ができる施設を「赤ちゃんの駅」とし、乳幼児を持つ保護者が安心して外出を楽しめる環境づくりに努め、子育ての不安感、負担感の軽減を図る。

## 2. 利用対象

原則として、乳幼児（概ね3才未満の児童）連れの保護者で、授乳、おむつ替えのスペース及び調乳用のお湯を必要とするもの。

「赤ちゃんの駅」設置については、各施設において、設置状況、利用条件等が異なるため、利用者は、各施設の施設管理者が示す利用条件のもとで、各施設の施設管理者の指示に従い、利用するものとする。

## 3. 事業の内容

4. に掲げる要件の（1）（2）を必須として満たす施設を、「赤ちゃんの駅」として認定し、「赤ちゃんの駅」の旗を、施設玄関等に設置し、市民にその所在を広く周知し、利用の促進を図る。

## 4. 設置要件

### （1）授乳ができる設備の提供

授乳場所は、プライバシーの確保ができるようカーテンやパーティションで仕切る等の対応を行うこと。

### （2）ベビーベッド（おむつ替え台）等、おむつ替えができる設備の提供

### （3）調乳用のお湯の提供（調乳用のお湯を提供する施設のみ）

調乳の場の安全が保たれ、清潔な環境にあること。

安全な水を沸騰させ、70℃以上にまで冷ましたお湯を提供できる等、厚生省ガイドラインに沿ったお湯の提供ができること。

（＊調乳用のお湯の取り扱い基準参照）

### （4）調乳及び授乳、おむつ替えの前後に手洗いができる設備の提供

## 5. 施設の認定

（1）市は、施設の運営管理の責任者からの認定申請を受け、設置要件に適合する施設を赤ちゃんの駅として認定し、認定書及び旗を交付する。

(2) 認定された施設は、認定を解除したいときは、認定解除申出書を提出する。

#### 6. 旗の設置

(1) 認定された施設は、「赤ちゃんの駅」の旗を玄関先など、利用者の目に付きやすい場所に掲示する。

(2) 「赤ちゃんの駅」の旗の掲示及び管理は、施設責任者が行う。

#### 7. 事業実施日及び時間

(1) 事業の実施日や時間は、認定施設管理者が認定時に決定する。

(2) 認定施設管理者の判断で、臨時的に事業を実施しないことができる。

#### 8. 利用の制限

認定施設の管理者は、「赤ちゃんの駅」の利用者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を拒み、若しくは制限し、又は退去を命ずることができる。

(1) 認定施設にとって、安全性の確保や適正な衛生管理を行う上で、重大な支障があると認められるとき。

(2) その他、施設管理上の支障があるとき。

9. 市は、登録施設に対して、必要に応じ、本事業の実施状況について確認することがある。

#### 10. 個人情報の保護（利用時に氏名などを特定する施設のみ）

認定施設の管理者は、本事業の実施に当たっては、寝屋川市個人情報保護条例（平成9年寝屋川市条例第10号）の規定を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### 11. 委任

このガイドラインに定めるもののほか、「赤ちゃんの駅」実施にあたり必要な事項は部長がこれを定める。

付則 このガイドラインは、平成21年4月1日から施行する。

\*調乳用のお湯の取り扱い基準（厚生省ガイドラインによる）

- 十分な量の安全な水を沸騰させる。
- 自動湯沸かし器（電気ポット）を使用する場合は、スイッチが切れるまで待つ。  
その場合は、湯が完全に沸騰していることを確認する。
- ボトル入りの水も無菌ではないので、使用前に沸騰させる。
- 電子レンジは加熱が不均衡であるため、調乳用のお湯用には使用しない。
- 70℃を保つため、湯は沸騰させた後30分以上放置しない。

その他

調乳した粉ミルクを冷却するための冷水を用意できることが望ましい。